

## 全国民生委員互助共励事業（共励事業）助成金について

(令和7年度)

助成金の種類	事業内容	基準額	対象経費
ブロック別 民生委員・児童委員 関係事業費	各ブロックにおいて、都道府県・指定都市民児 協正副会長その他の関係者により、民生委員・児童 委員に係わる諸課題等について協議する。	50,000円 ブロック内県（市）数	○ブロック別民生委員・児童委員関係事 業会議の運営に要する庁費
中央共励事業	「民生委員制度創設100周年活動強化方策」が 示す活動の重点に基づき、市区町村民児協もしく は単位民児協において新たに実施する先駆的な 取り組みを推進し、民児協活動を振興する。	年40万円 上限	○事業の実施、充実強化に要する庁費

助成金の種類	事業内容	基準額	対象経費
<b>地方共励事業費</b> ※平成14年度まで助成期となつていた活動強化費、指導旅費、会議資料費を含むもの。	相談にに関する研修事業及びその他の研修事業、研鑽に必要な資料の作成、調査・研究等。 ※単位民生委員・児童委員協議会会长研修、中堅民生委員・児童委員研修、新任民生委員・児童委員研修、都道府県・指定都市行政からの委託研修は含まない。	90円 × 民生委員・児童委員数	○民生委員・児童委員活動強化の実施に要する調査研究費、旅費 ○市区町村社協、民児協等の指導に要する委員等旅費、職員旅費 ○相談に関する研修事業その他民生委員・児童委員関係会議等にかかる資料作成に要する印刷製本費、消耗品費
<b>民生委員・児童委員を対象とした相談に關する研修</b>	民生委員・児童委員や相談事業を担当する社協等職員を参加対象とした、 ①相談技法②生活福祉資金制度等関係制度理解③メンタルヘルス④個人情報の適切な取り扱い⑤今日的な福祉課題の理解⑥災害に備えた委員活動⑦定例会や事例検討の進め方に關する研修※都道府県・指定都市（行政）等からの委託研修等は含まない。	研修会場集定員数に応じて定める ～100人 5万円 101～200人 10万円 201～300人 15万円 301人～ 20万円	○相談に関する研修会の実施に要する諸謝金、委員等旅費、職員旅費、会費
<b>指定民生委員児童委員協議会費</b>	都道府県・指定都市ごとに単位民児協を定し、民児協運営の充実強化を通じて、民生委員・児童委員活動の支援を図る。	63,000円 × 1単位民児協	○指定単位民児協の充実強化に要する旅費

## 地方共励事業